第33回 埼玉県新型感染症専門家会議 次第

日時 令和3年6月11日(金) 17時30分~19時00分 会場 庁議室

- 1 開会
- 2 議事 新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応
- 3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料 5 3週間の発生動向について(年齢別)
- 10 説明資料6 感染経路内訳(判明日ベース)
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等(1週間ごと)
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料 9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 変異株について
- 15 説明資料 11 高齢者施設の感染状況
- 16 説明資料 12 人流の状況について
- 17 説明資料 13 その他資料
- 18 説明資料14 埼玉県における令和3年6月21日以降の協力要請等」に係る論点(案)
- 19 説明資料 15 高齢者施設職員等の集中検査の実施状況について
- 20 説明資料 16 ワクチン接種について

埼玉県新型感染症専門家会議出席者名簿

【委員(敬称略 五十音順)】

池田 一義 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長 (WEB 参加)

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長 (WEB 参加)

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授(WEB参加)

小谷野 和博 埼玉県中小企業団体中央会 会長 (WEB 参加)

近藤 嘉 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長(WEB参加)

坂木 晴世 国際医療福祉大学大学院 准教授(WEB参加)

讃井 將満 自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長 (WEB 参加)

竹田 晋浩 かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長 (WEB 参加)

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 教授 (WEB参加)

三村 喜宏 埼玉県商工会連合会 会長 (WEB 参加)

【県側参加者】

大野 元裕 知事

安藤 宏 危機管理防災部長(WEB参加)

山﨑 達也 福祉部長 (WEB 参加)

関本 建二 保健医療部長

星 永進 保健医療部 参事

本多 麻夫 保健医療部 参事

板東 博之 産業労働部長 (WEB 参加)

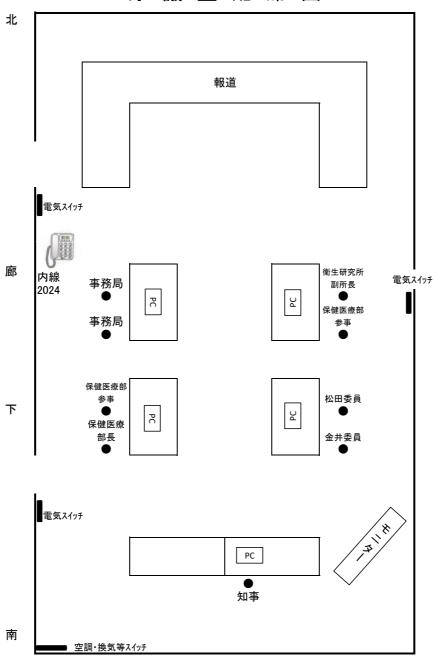
岸本 剛 衛生研究所 副所長

ご議論いただきたいポイント

埼玉県の現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

- ア 現状の分析・評価
- イ 6月21日以降の措置等について
- ウ 新型コロナウイルスワクチン接種について

庁 議 室 配 席 図



埼玉県新型感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

- (項目) 第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
- 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること その他必要とする項目に関すること

(組織)

- 第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。
- 主宰は知事が行う。
- 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。 2 新型インフルエンザ特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目 に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶 務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月8日から施行する。 附則

一この要綱は、令和3年4月30日から施行する。 附則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

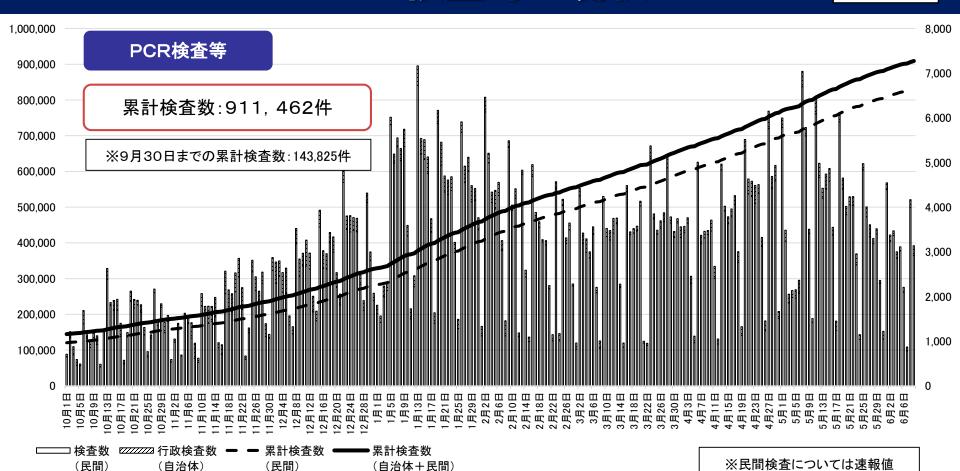
別表1 (第3条関係) (五十音順)

岡部	信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井	忠 男	埼玉県医師会 会長
川名	明彦	防衛医科大学校 教授
		<内科学(感染症・呼吸器)>
坂木	晴 世	国際医療福祉大学大学院 准教授
		<医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野>
		感染症看護専門看護師
讃井	將 満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田	晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田	久美子	埼玉県看護協会 会長
光武	耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授
		<感染症科・感染制御科>

別表2 (第3条関係) (五十音順)

池田	一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
小谷野	和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
近 藤	克 茄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村	喜宏	埼玉県商工会連合会会長

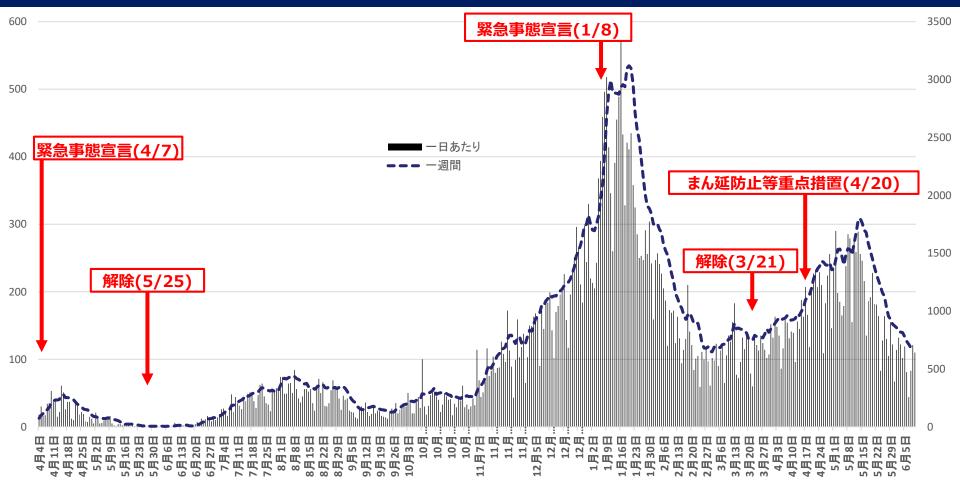
PCR検査等の現状



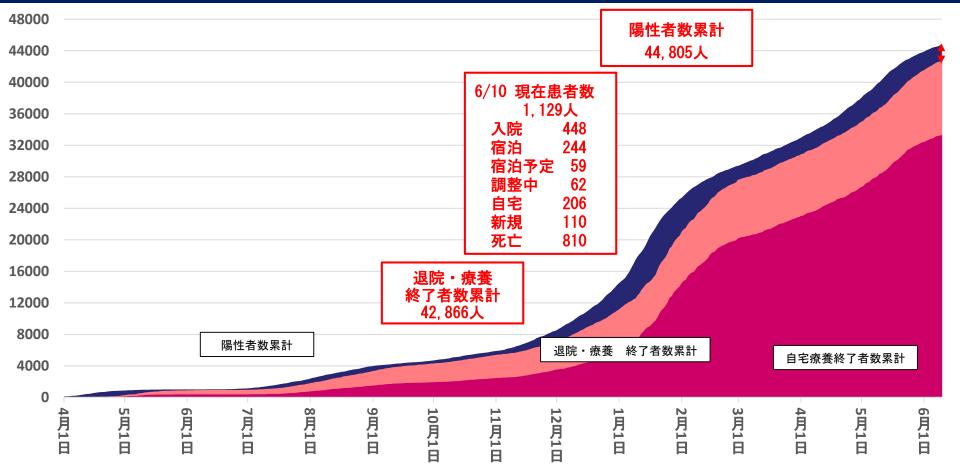
陽性率の推移



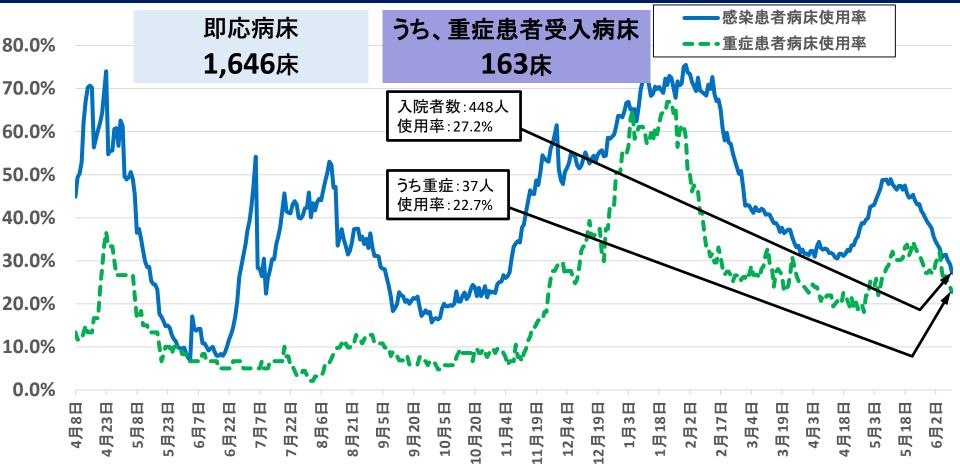
- ※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。 「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
- ※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
- ※陰性確認のための検査は含まれていない。



陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

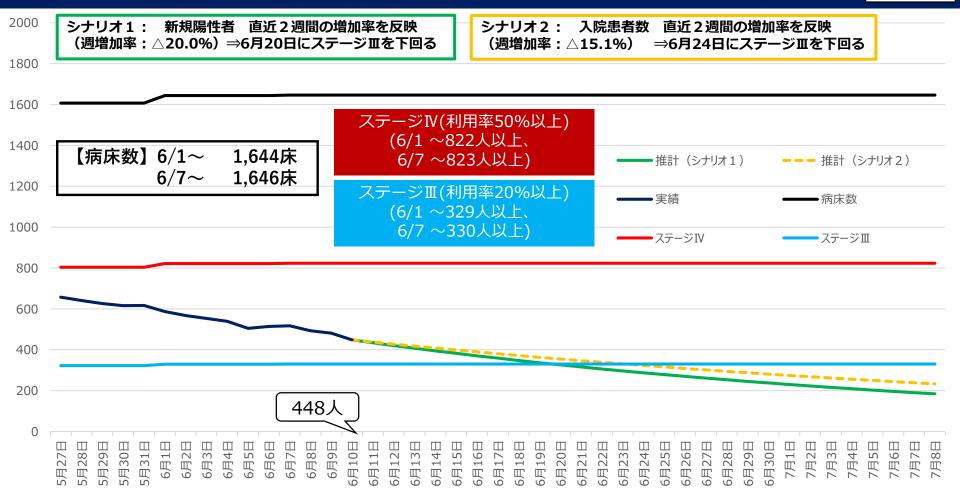


病床使用率の推移



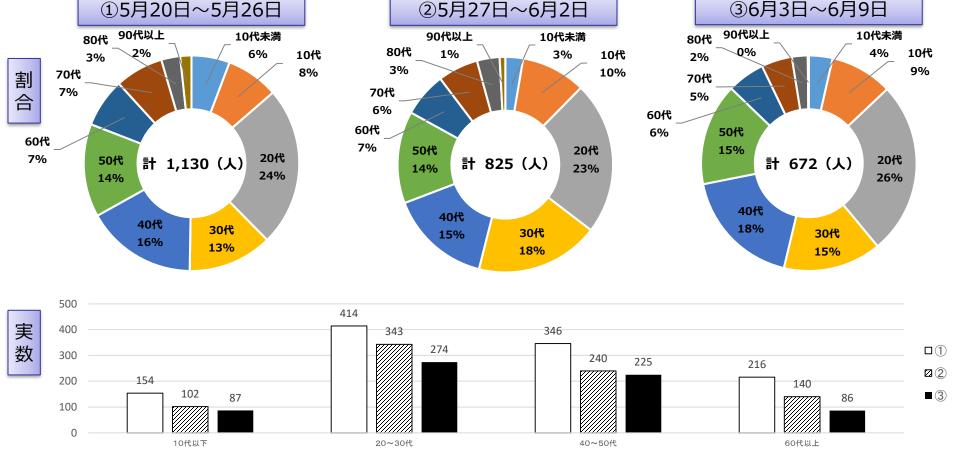
今後の入院者数推計について(6月10日時点)

資料4-1

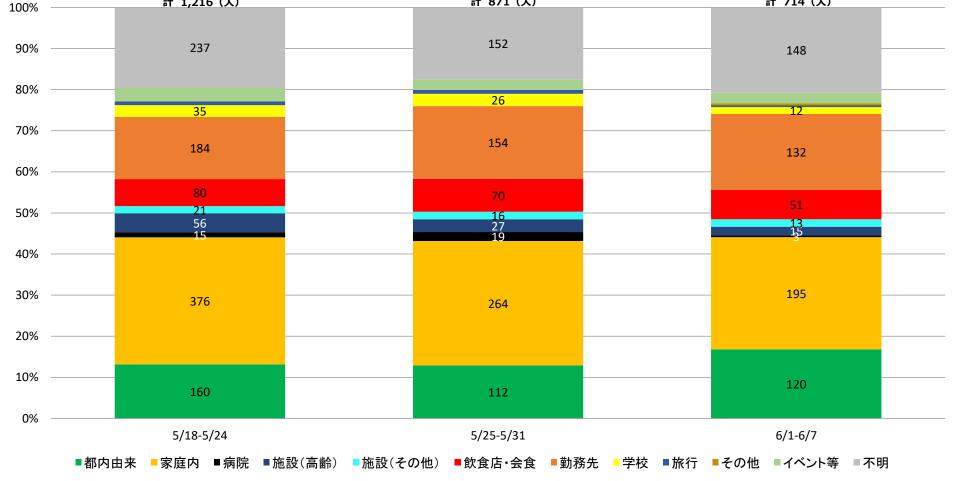


3週間の発生動向について(年齢別)

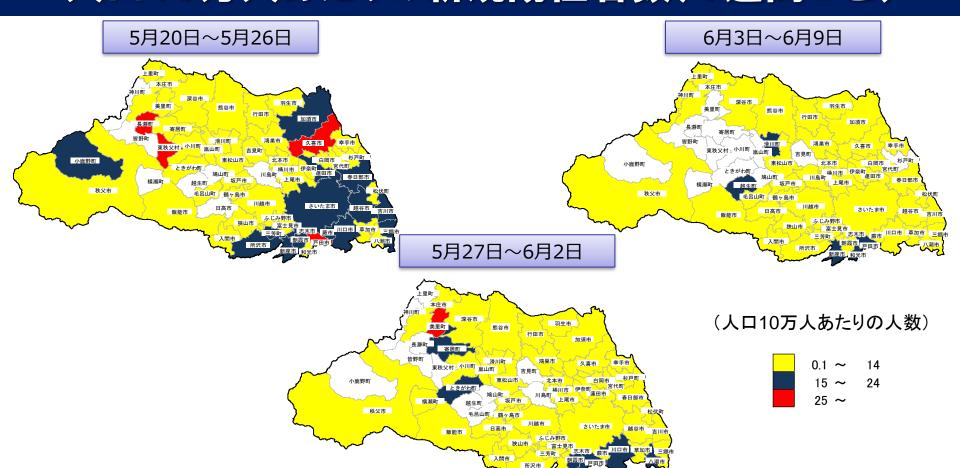
資料5



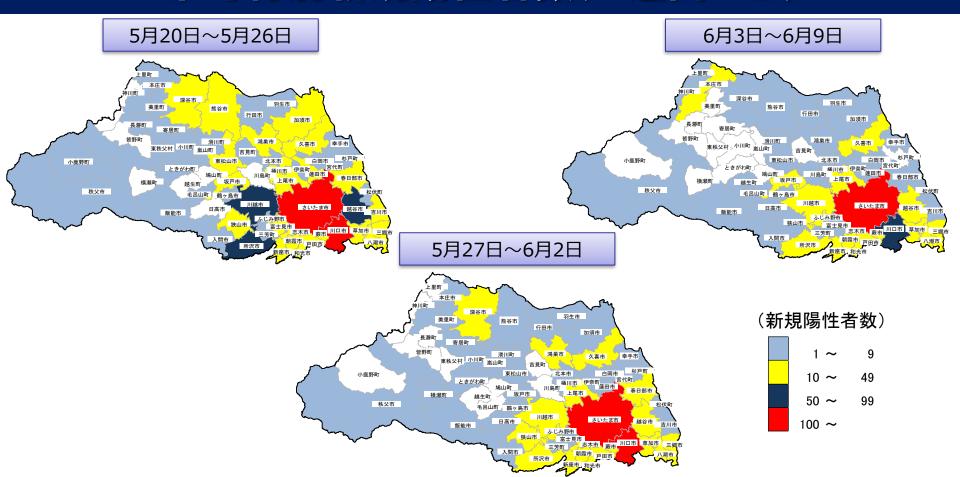
感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース) 資料6 計 1,216 (人) 計 871 (人) 計 714 (人)



人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと) 🕅



市町村別新規陽性者数(1週間ごと)



病床全体使用率

重症病床占有率

PCR検査陽性率

感染経路不明割合

実効再生産数

(※1週間の平均)

新規報告数

※参考

入院率

療養者数

埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

ステージⅢ指標

(ステージIV指標)

確保病床の使用率20%以上

(50%以上)

40%以下(25%以下)

確保病床の使用率20%以上

(50%以上)

人口10万人当たりの

全療養者数20人以上 (30人以上)

5% (10%)

15人/10万人/週以上

(25人以上)

50%

=(直近7日間の新規陽性者数/その前

の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定

た貸信※

5月27日

40.9% (657/1,607)

35.8% (657/1,834)

29.0% (47/162)

25.0人 (1,834人)

3.8%

14.1人 (1,032人)

44.9%

0.781

6月3日

30.7% (50/163)

3.7%

11.1人 (817人)

49.7%

0.846

20.2人 (1,486人)

33.6% (553/1,644) **27.2%** (448/1,646)

37.2% (553/1,486) **39.7%** (448/1,129)

 ≤ 1

6月10日

22.7% (37/163)

15.4人 (1,129人)

2.6%

※6月9日の数値

9.0人 (660人)

49.4%

0.859

PCR陽性率

5%以上

(10%以上)

2.6%

4.1%

6,1%

4.5%

療養者数

人口10万人当たり

の全療養者数

20人以上

(30人以上)

15.4人

26.5人

19.7人

15.2人

資料8-1

感染経路

不明割合

50%以上

49.4%

61.8%

53.9%

56.8%

※参考

比較

多い

新規報告数

1 週間

10万人当たり

15人以上

(25人以上)

9.0人

19.7人

15.8人

11.0人

直近1週間と

先週1週間の

直近1週間が

先週1週間より

0.81

0.82

0.98

1.03

	ζ'	

病床全体

27.2%

27.9%

28,9%

27.3%

ステージⅢ指標

(ステージIV指標)

埼玉県

東京都

神奈川県

千葉県

※各自治体HP等による

確保病床の使用率20%以上

(50%以上)

医療提供体制などの負荷

うち重症者用病床

22.7%

(14.7%)

27.1%

18.8%

※1東京都の定義による重症者数を計上

※1

病床のひつ迫具合

入院率

40%以下

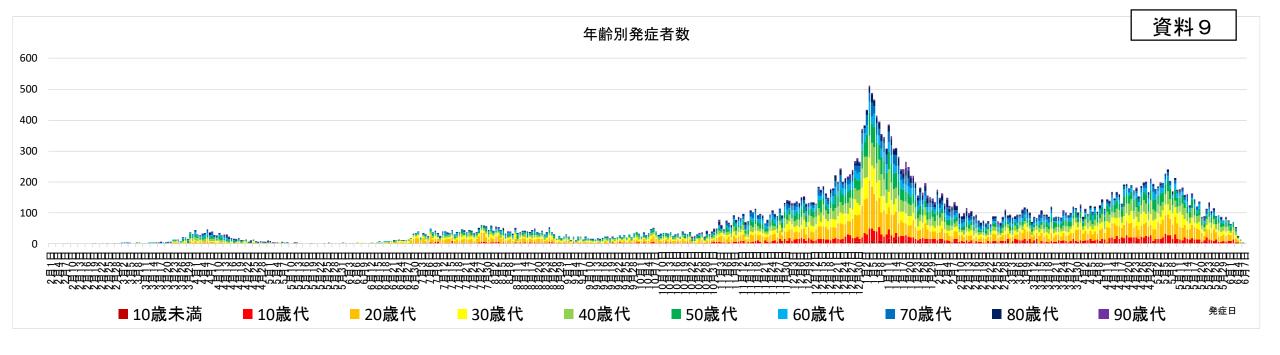
(25%以下)

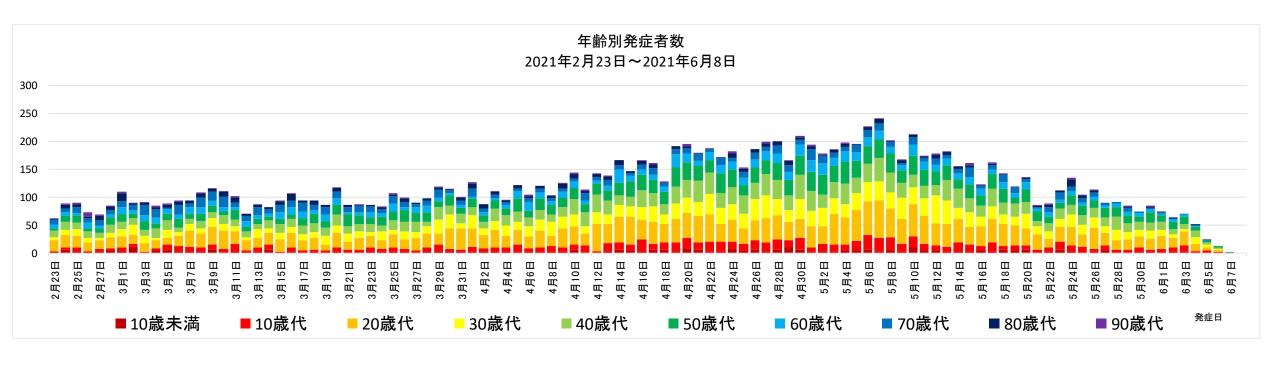
39.7%

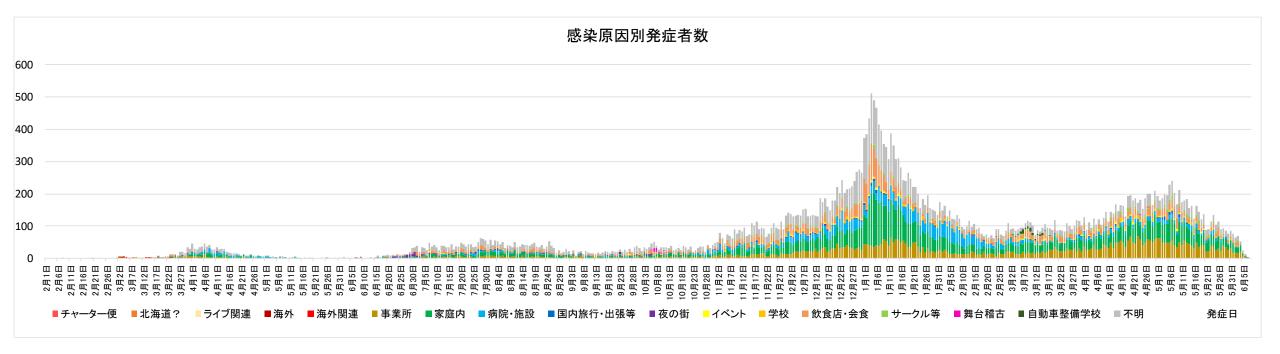
42.3%

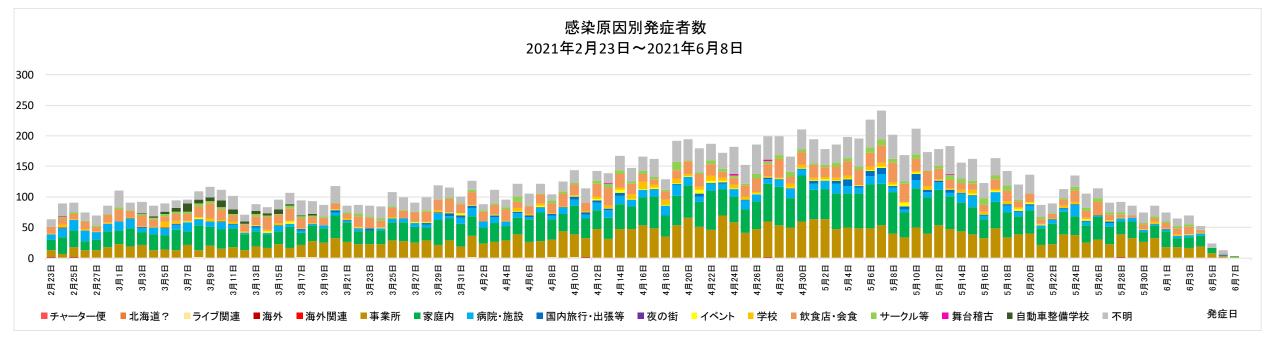
28,5%

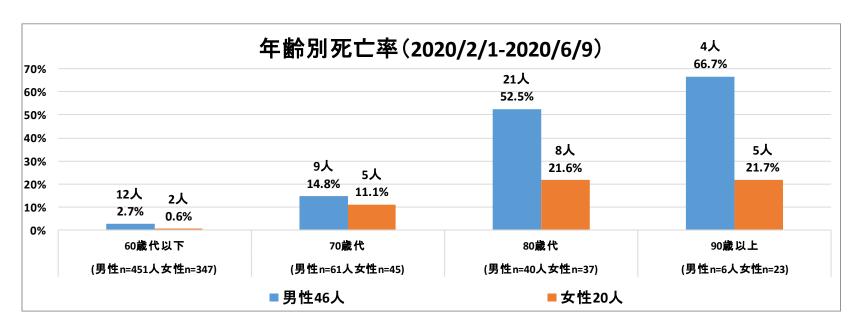
36.5%

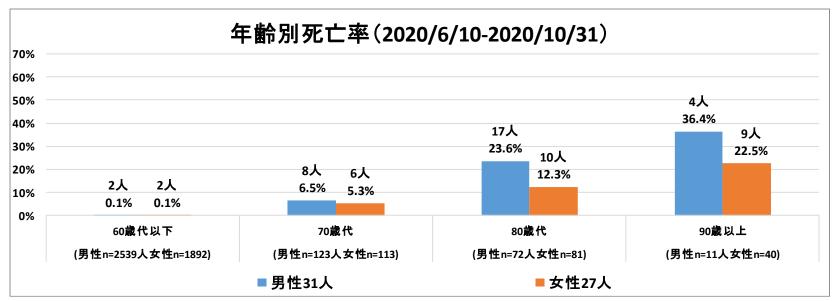


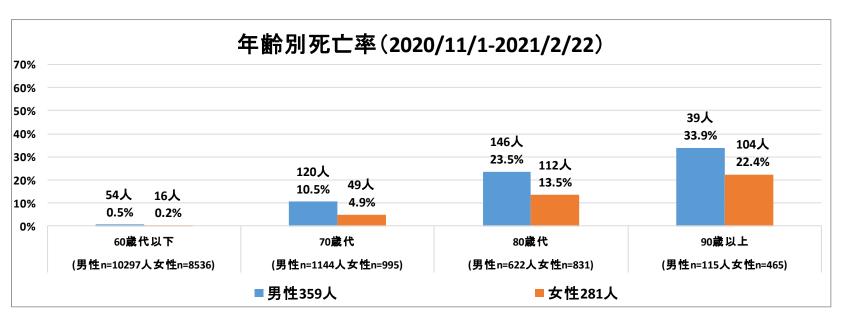


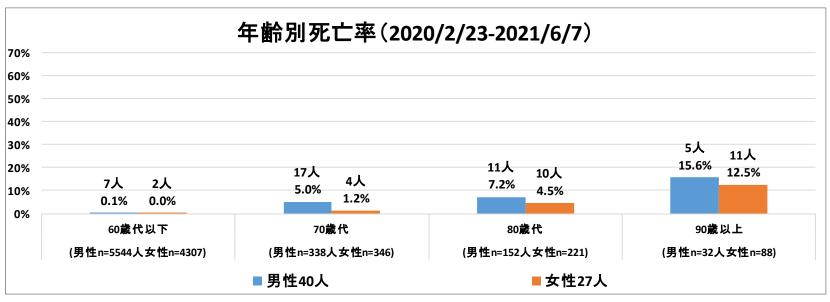












• 2020年2月1日~2020年6月9日

陽性者全体の死亡率は6.5%(66例/1010例)でした。また、年齢別にみると、60歳代以下では死亡率は<math>1.75%(14例/798例)、70歳代での死亡率は<math>13.2%(14例/106例)、80歳代以上では<math>35.9%(38例/106例)でした。

• 2020年6月10日~2020年10月31日

陽性者全体の死亡率は**1.2**%(58例/4871例)でした。また、年齢別にみると、60歳代以下では死亡率は0.1%(4例/4431例)、70歳代での死亡率は**5.9**%(14例/236例)、80歳代以上では**19.6**%(40例/204例)でした。

• 2020年11月1日~2021年2月22日

陽性者全体の死亡率は**2.8**%(640例/23005例)でした。また、年齢別にみると、60歳代以下では死亡率は0.4%(70例/18834例)、70歳代での死亡率は**7.9**%(169例/2139例)、80歳代以上では**19.7**%(401例/2033例)でした。

• 2021年2月23日~2021年6月7日

陽性者全体の死亡率は0.8%(120例/15586例)でした。また、年齢別にみると、60歳代以下では死亡率は0.1%(14例/13560例)、70歳代での死亡率は2.9%(35例/1211例)、80歳代以上では8.71%(71例/815例)でした。

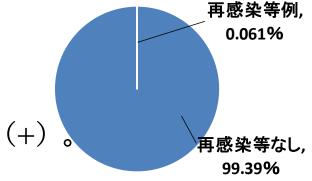
COVID-19再感染等疑い症例の数と割合

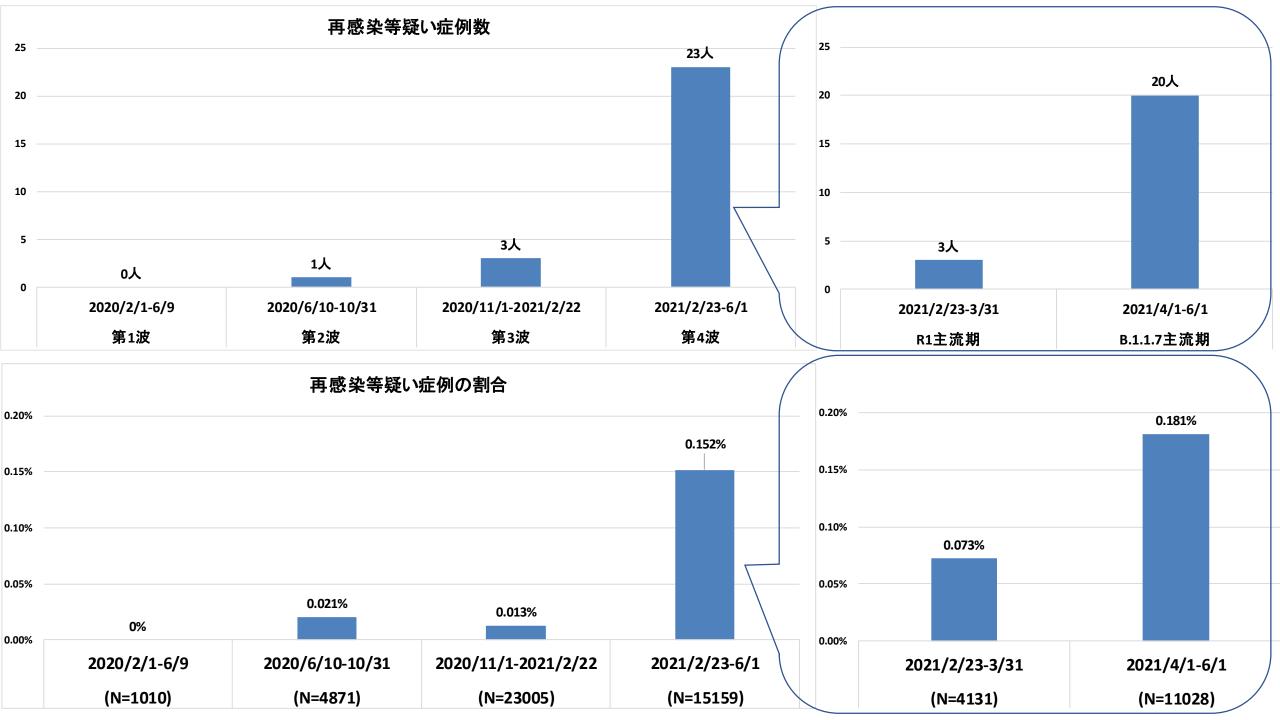
			全陽性者	再陽性例 * (再感染・再発等)	再陽性割合	
	2020/	2/1~2021/6/1	44,045人	27 人	0.061%	
	2020/2/1	L~2020/6/9(「第1波」)	1,010人	0人	0%	
	2020/6/10	~2020/10/31(「第2波」)	4,871人	1 人	0.021%	
	2020/11/1	L~2021/2/22 (「第3波」)	23,005人	3 人	0.013%	
	2021/2/2	3~2021/6/1(「第4波」)	15,159人	23 人	0.152%	
		2021/2/23~2021/3/31 (「R.1主流期」)	4,131人	3 人	0.073%	
		2021/4/1~2021/6/1 (「B.1.1.7主流期」)	11,028人	20 人	0.181%	

^{*} 前回陽性日(診断日)から30日以上経過してから陰性だったものが陽性に転じた例

▶同じ人が再び発症して報告される事例はかなり限られる。

'α株(『イギリス株』 (B.1.1.7)) の場合、再感染率がやや高めの可能性 (+)



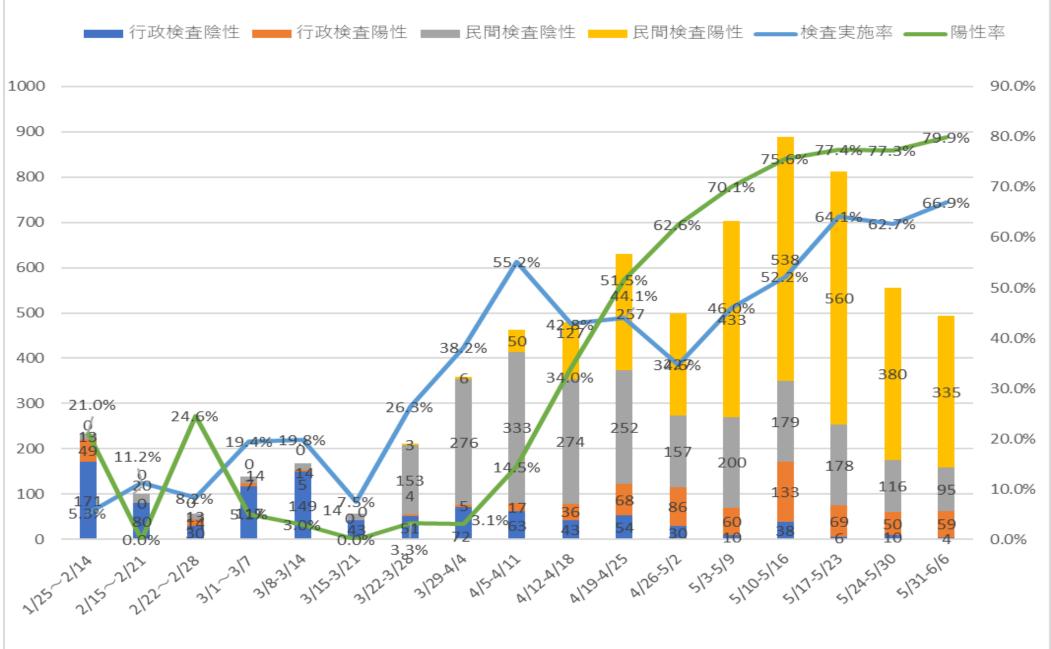


埼玉県内のN501Y変異株PCR検査の実施状況

資料10

	新規 感染者数 (a)	検査 実施数 (b)	(行政)	(民間)	検査 実施率 (c) b/a	変異株PCR 陽性者数(d)	陽性率 (e) d/b		
1/25-2/14	4,418	233	220	13	5.3%	49	21.0%		
2/15-2/21	894	100	80	20	11.2%	0	0.0%		
2/22-2/28	691	57	44	13	8.2%	14	24.6%		
3/1-3/7	710	138	124	14	19.4%	7	5.1%		
3/8-3/14	847	168	154	14	19.8%	5	3.0%		
3/15-3/21	762	57	43	14	7.5%	0	0.0%		
3/22-3/28	803	211	55	156	26.3%	7	3.3%		
3/29-4/4	940	359	77	282	38.2%	11	3.1%		
4/5-4/11	839	463	80	383	55.2%	67	14.5%		
4/12-4/18	1,121	480	79	401	42.8%	163	34.0%		
4/19-4/25	1,432	631	122	509	44.1%	325	51.5%		
4/26-5/2	1,444	500	116	384	34.6%	313	62.6%		
5/3-5/9	1,529	703	70	633	46.0%	493	70.1%		
5/10-5/16	1,700	888	171	717	52.2%	671	75.6%		
5/17-5/23	1,268	813	75	738	64.1%	629	77.4%		
5/24-5/30	887	556	60	496	62.7%	430	77.3%		
5/31-6/6	737	493	63	430	66.9%	394	79.9%		
全検査期間(R3.1/25~6/6)	21,022	6,850	1,633	5,216	32.6%	3,578	52.2%		

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査実施状況の推移

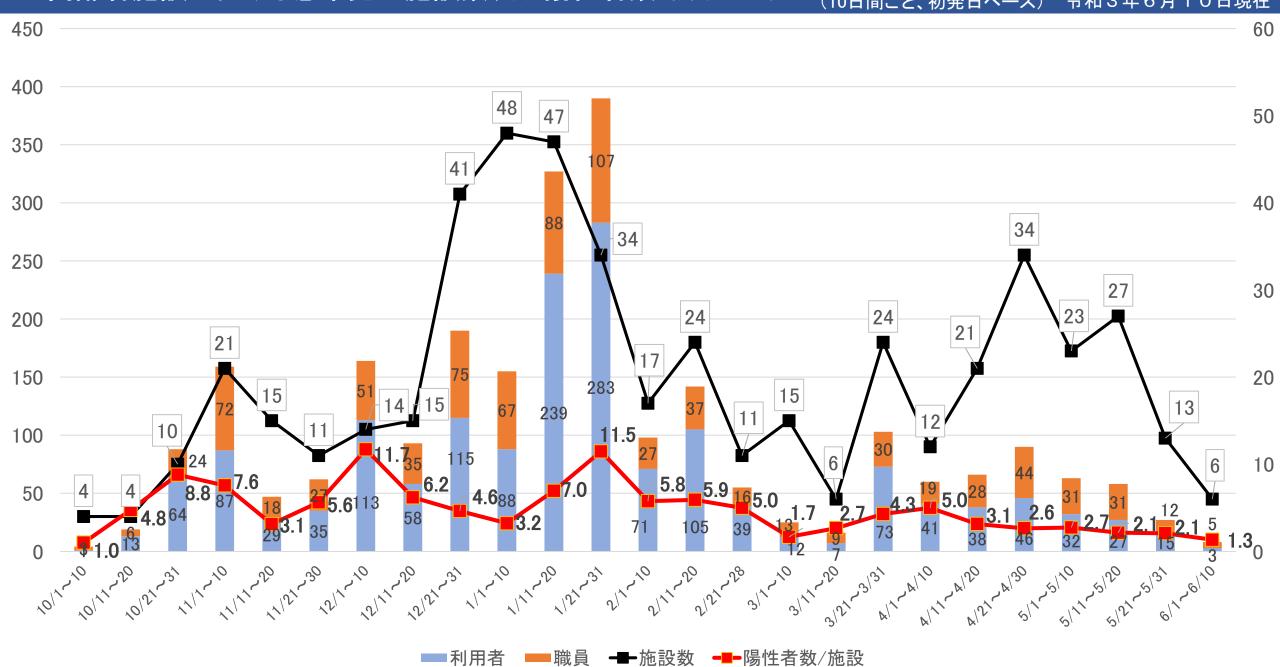


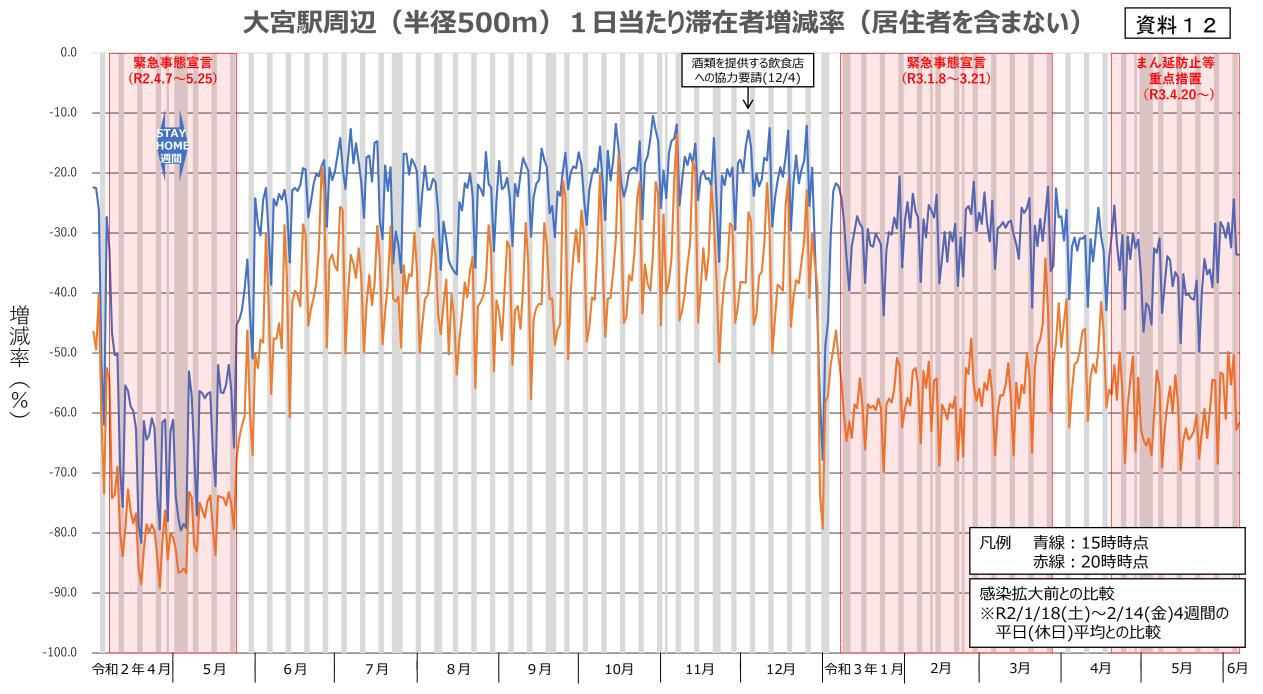
埼玉県内のゲノム解析結果 (令和2年3月16日~令和3年6月6日)

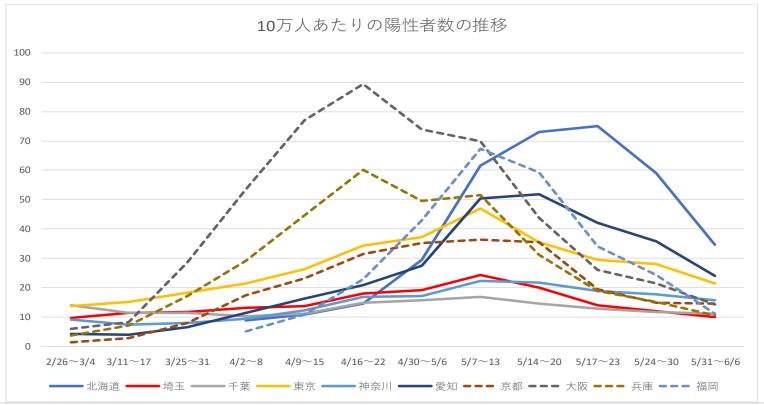
	- 1 - ← / 1 -1	解析可能	N501Y	変異株	1.4500亦用#	5404 V	
検査件数	検査件数 (件) 	件数 (件)	アルファ株 (件)	ベータ・ ガンマ株 (件)	L452R変異株 (デルタ株)	E484K (件)	
国立感染症研究所	2, 029	1, 845	198	1 5	4	2 2 4	
県衛生研究所	3 5 8	3 3 9	1 5 4	1	0	1 2 0	
計	2, 387	2, 184	3 5 2 (16.1%)	1 6 (0.0%)	4 (0.0%)	3 4 4 (15.8%)	

高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年6月10日現在

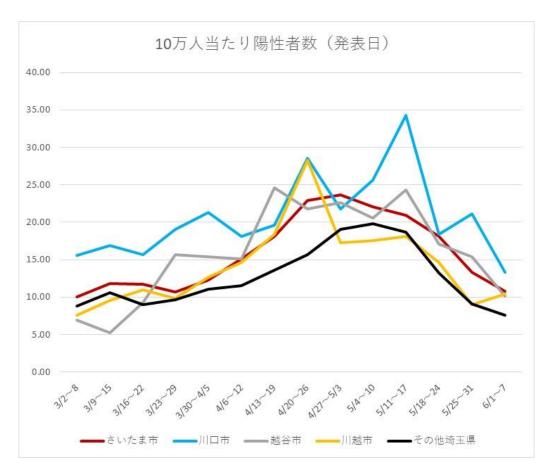


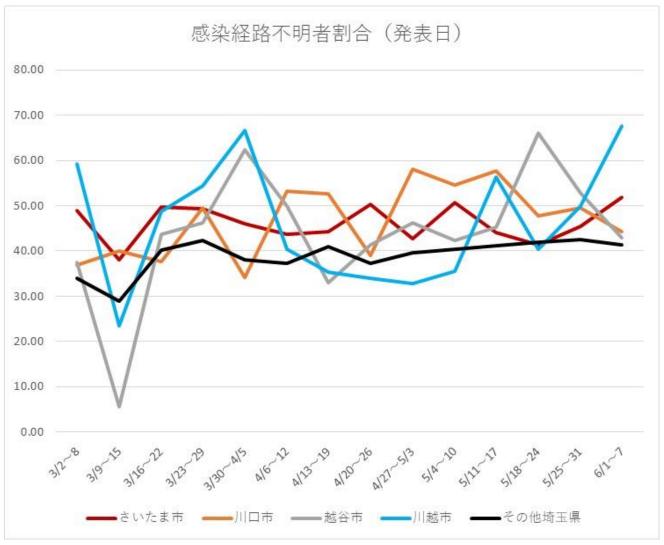




	検査数・陽性率(厚労省発表データ)																	
	4/2	~8	4/9~	~15	4/16~22		4/30~5/6		5/7~13		5/14~20		5/17~23		5/24~30		5/31	~6/6
	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率
埼玉	28,424	2.8%	22,144	4.2%	26,524	4.2%	40,663	3.5%	40,406	3.8%	49,388	3.0%	48,913	2.6%	27,869	3.2%	22,801	3.2%
千葉	16,328	3.6%	15,470	4.0%	24,597	3.5%	33,003	2.7%	18,847	5.3%	32,847	2.9%	31,673	2.7%	16,855	4.3%	17,331	4.0%
東京	60,277	3.9%	50,609	6.5%	74,339	5.5%	92,527	5.5%	83,524	6.9%	119,747	4.3%	100,722	4.5%	60,929	6.4%	55,195	5.4%
神奈川	17,942	3.7%	18,448	5.1%	20,708	6.4%	22,523	6.8%	19,177	8.7%	25,153	7.3%	22,046	8.6%	26,832	6.0%	26,871	5.4%
愛知	10,430	5.1%	11,632	8.5%	14,419	9.6%	18,951	9.3%	18,062	13.3%	26,484	13.2%	23,611	16.3%	44,517	6.0%	39,610	4.6%
京都	6,504	4.3%	6,928	7.6%	9,968	6.5%	12,570	7.6%	9,822	9.4%	11,923	6.9%	10,378	7.1%	8,070	4.7%	6,790	5.5%
大阪	54,671	5.7%	51,155	11.1%	75,477	10.1%	91,676	8.3%	68,720	10.3%	75,211	6.1%	57,808	5.1%	90,538	2.1%	70,973	1.8%
兵庫	16,075	6.5%	12,792	14.8%	19,221	15.6%	23,362	15.0%	19,731	15.4%	23,752	2.0%	18,097	7.3%	14,757	5.6%	13,295	4.3%
福岡	11,915	1.5%	13,150	2.6%	14,793	5.1%	22,607	7.4%	20,708	12.5%	31,847	9.1%	26,223	9.5%	27,206	4.8%	22,591	2.7%

内閣官房会議資料(厚生労働省提出)より





「埼玉県における令和3年6月21日以降の協力要請等」に係る論点

令和3年6月11日 危機管理防災部

本県を対象とした「まん延防止等重点措置」については、現在、令和3年6月20日(日)までとなっています。そこで、6月21日(月)以降の協力要請等について御意見を伺います。

1 現在のまん延防止等重点措置の区域・期間

(1)区域

|措置**区域**| : 15市町 (青・黄)

措置区域以外:48市町村(白)



(2)期間

令和3年4月20日(火)~6月20日(日)

2 現在の協力要請等の内容

(1)県民への要請等

- ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
- ・ 県境をまたぐ移動の自粛(特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染 が拡大している緊急事態措置区域(東京都や大阪府など)との往来を控えるよう強く要請)
- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 (医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、 屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。)
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等 の利用自粛
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛
- ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当 該カラオケ設備の利用自粛
- ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること
- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること
- ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで(家族の場合や介助者を除く。)、長時間にならないようにすること
- ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること
- 買い物は、できる限り一人で行くこと

(2) 飲食店への要請等

ア 営業時間の短縮等

措置区域 営業時間 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

措置区域以外 営業時間 午前5時から午後9時まで

酒類提供時間 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

ただし、一人のみ、又は同居家族(介助者を含む)のみのグ

ループについては、午前11時から午後8時までに限り提供可

イ 対象

・飲食店 :飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)

・遊興施設等:バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)。

ウ 感染防止対策(一部抜粋)

- 業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底
- ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当 該カラオケ設備の使用自粛
- ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置, 換気の徹底など)

(3)劇場等、遊興施設等(飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設の一部)への要請 ア 営業時間の短縮等

措置区域 営業時間 午後8時まで

(映画館での上映又はイベント開催の場合は午後9時まで)

洒類提供時間 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

午後9時まで 措置区域以外 営業時間

酒類提供時間 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

イ 対象

・劇場、観覧場、映画館又は演芸場等

・集会場又は公会堂等

・ホテル又は旅館等(集会の用に供する部分に限る)・・展示場等

・ 運動施設 又は遊技場等

- 博物館又は美術館等
- ・物品販売業を営む店舗等(食品,医薬品,医療機器その他衛生用品,再生医療等製品又は燃 料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)
- ・遊興施設等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)
- サービス業を営む店舗等(生活必需サービスを除く)

ウ 感染防止対策(一部抜粋)

- 入場整理を徹底すること
 - (【大型商業施設に対して】繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること)
- ・業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底
- カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛

(4) 事業者(職場)への要請等

措置区域内外共通

ア クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請

- ・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が出入りし接触するような場面 で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること
- ・ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること
- ・ 業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底

イ 職場等における対策

- ・ テレワークの徹底(目標値:出勤者数を7割削減)。在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車 通勤の推奨(特に、東京都など緊急事態措置区域等への出張を控えることを含め、出勤者数 の削減に努めること)
- 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底
- ・ 職場・寮における感染防止対策の徹底
- ・ 従業員等への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

ウー人流抑制

・ 屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く。)の夜間消灯等の推奨

(5) 催物 (イベント等) の開催制限

措置区域内外共通

ア 催物(イベント等)の開催制限

営業時間 午後9時まで

酒類提供時間 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

人数上限 5,000人

収容率 大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの:定員の100%

大声での歓声・声援があることが想定されるもの : 定員の 50%

→ 人数上限、収容率の人数のいずれか小さい方とする。

イ 感染防止対策

業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底

(6)教育委員会に対して

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請

(7) 交通事業者に対して

終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な感染防止対策を依頼

(8) 高齢者施設等に対して

高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき、検査を 受検することを要請

3 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- 県主催イベント・行事については、原則として、中止又は延期とする。
- 県営公園については、飲食の自粛(単一家族や水分補給は除く)を要請し、駐車場を閉鎖する。
- 県管理河川敷グラウンドなどにある駐車場の利用自粛を依頼する。
- 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。

<感染防止対策>

- ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。
 - 飲食・飲酒(飲酒の機会を設けないこと)
 - ・ 宿泊施設・シャワー等の使用
 - 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ、コーラス等)
 - 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。)
 - ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為
- ◇ 以下の感染防止対策を徹底する。
 - ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
 - ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
 - 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
 - ・ 接触確認アプリ(COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム)の導入
 - ・ 業種別ガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守

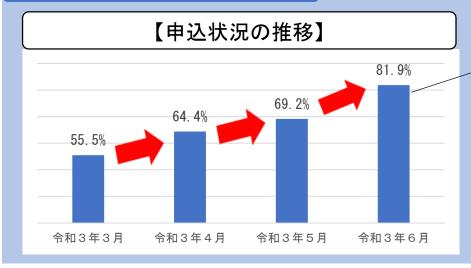
高齢者施設職員を対象としたPCR検査

特措法第24条第9項に基づき、高齢者入所施設職員等を対象としたPCR検査の受検を要請し、感染者の早期発見、早期対応を図る。

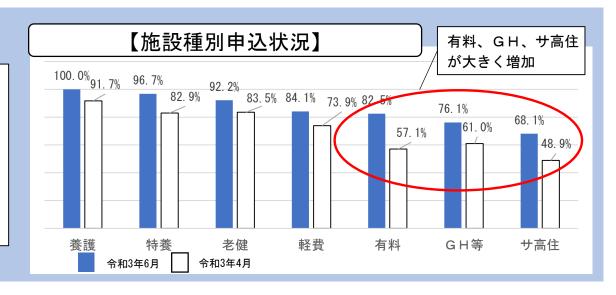
実施時期	受検施設数	受検率	検査受検者	陽性者	陽性率
1月29日~ 2月24日	238施設	55.7% (238施設/427施設)	12, 921人	5人 (5施設)	0. 04%
2月26日~ 3月26日	809施設	55.5% (809施設/1,457施設)	33, 601人	10人 (9施設)	0. 03%
4月9日~ 5月14日	939施設	64. 4% (939施設/1,457施設)	40, 804人	10人 (9施設)	0. 02%
5月12日~ 5月29日	1, 008施設	69. 2% (1,008施設/1,457施設)	41, 788人	6 人 (6施設)	0. 01%
5月28日~ 6月11日	1, 008施設	69. 2% (1,008施設/1,457施設)	41, 781人	1人 (1施設)	0. 002%

高齢者施設等における集中的検査の実施状況と効果

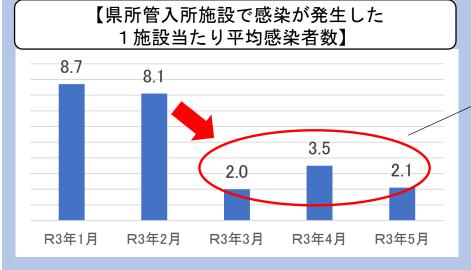
県所管高齢者施設の申込状況



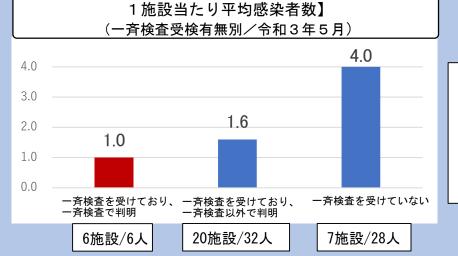
特措法第24条9項に 基づく要請、団体を 通じた働きかけ、H Pでの検査協力施設 のPRなどにより、 受検率が向上 (対象施設)1,457 (申込施設)1,193



検査の効果



集中的検査の全県 実施が進んだ3月 以降、平均感染者 数が減少している。



【県所管入所施設で感染が発生した

集中的検査で 無症状の内に 陽性者を確認 をすることで、 クラスターを 抑えられる。

埼玉県高齢者ワクチン接種センターの実績について 18416

接種予定人数

接種予定人数 23,340人 (6月1日~3日:500人 、4日~9日:700人 、10日~30日:840人)

接種実績(6月10日現在)

接種実績 6.553人 (ワクチン漏れ等接種不能 7件) 予約の当日キャンセル 48人(全で補充) 副反応報告 なし 予診後、接種不可 4人



新型コロナワクチン 高齢者向け接種の見通し

- 埼玉県と埼玉県医師会が共同して、郡市医師会に対し個別接種の更なる掘り起こしを依頼した
- この掘り起こしの結果などに基づき、現時点における7月末までの接種回数を推計した
 - ●接種すべき回数

高齢者人口 約196万人×接種目標率71.3%× 2回接種 = 約280万回接種 約280万回接種 - 約37万回接種(6月7日までに接種済) = <u>約243万回接種</u>

●掘り起こし後の接種能力

個別接種 約4万回接種/日+集団接種 約2万回接種/日 = 約6万回接種/日

●接種が完了するまでに要する日数

約243万回接種 ÷ 約6万回接種/日 = 約41日(7月末までに完了見込み)

○ この結果を速やかに市町村にフィードバックし、接種計画の見直しを求めていく。併せて、市町村に対し 個別接種を行う医療機関へのワクチンの移送の手続きを進めていただく。

高齢者の次の接種【埼玉県の考えるエッセンシャルワーカーの優先接種】

高齢者向け接種が終了した後は、基礎疾患のある方などに加えて、県民の生活の維持に欠かせない

(1)社会保険·社会福祉·介護事業者(未接種の者)

(2)医薬品の製造・販売・流通等に係る業種

エッセンシャルワーカーへの接種を優先的に行うことが必要と考えている

医療分野

医療従事者等として、接種していない方

若干名

従業員1,000人以上の 企業に勤務しているのは 県内で約12万人

約71.3万人

国民生活·国民 経済安定分野

交通、電気・ガス・上下水道、通信、運送、金融、郵便、放送等 (4)生活必需品に係る業種

(3)生活インフラに係る業種

飲食料品や生活必需品の製造・販売(食品製造工場、スーパー 等)、燃料の供給(ガソリンスタンド)

(5)生活関連サービス業

火葬•墓地管理業、冠婚葬祭業、廃棄物処理業

3

公共サービス分野

(1)新型コロナへの対応や県民への直接処遇が必要な業務

検体解析業務、児童相談所・婦人相談センターの保護施設職員

(2)国民の生命保護と秩序維持に必要な業務

裁判所、刑事施設(刑務所等)、消防(一部未接種の方)

6月12日から警察官については先行実施

(3)教育·保育

小・中・高等学校等の教員、保育士、幼稚園教諭等

約9.3万人

合計約80.6万人が対象

⇒県と市町村が接種を検討

能 な 事業所 は 職

미